

**令和6年度 三重県立総合医療センター広報紙
「医療センターニュース」版下制作等業務委託仕様書**

1 事業名

令和6年度三重県立総合医療センター広報紙「医療センターニュース」版下制作等業務委託

2 事業目的

三重県立総合医療センター広報紙「医療センターニュース」（以下「広報紙」という。）を通して、地域住民に診療情報など身近で有益な情報を発信することを目的とします。

3 事業内容

(1) 編集方針

- ①「見やすい、分かりやすい、役に立つ」紙面づくり
- ②興味、関心を引きつけるようなインパクトのある紙面づくり

(2) 規格・体裁等

- ①規格 A4判 スクラム製本または中綴じ製本 8頁
- ②用紙 マットコート紙 90kg と同等、またはそれ以上の品質のもの
- ③印刷 フルカラー
- ④発行回数 年4回（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）
春・夏・秋・冬号（5月・8月・11月・2月発行予定）
※発行月は場合によって変動することもあります。

⑤発行部数 2,500部/回

⑥紙面構成等 別紙のとおり

(3) 業務内容

広報紙の版下データ等を制作するため、次の業務を行う。

①企画提案

- ・企画会議や担当課等との打ち合わせに編集スタッフが出席し、紙面の企画提案を行うこと。

②記事の取材

- ・当院の指示、もしくは必要に応じて取材（筆耕を含む）を行うこと。

③原稿の作成（リライトを含む）

- ・当院から提出された資料・写真等をもとに原稿作成を行うこと。また、当院の指示、もしくは必要に応じて取材した②の内容について原稿作成を行うこと。
- ・リライトは必要に応じて行うこと（複数回。2～4回程度）。

④写真撮影及び加工、イラスト等の作成（有料素材使用を含む）

- ・当院の指示、もしくは見やすい、分かりやすい紙面づくりにおいて、写真撮影及び加工、イラスト、グラフ、概略図、構想図、地図等を作成すること。

⑤版下データの作成

- ・ユニバーサルデザインの視点に立ち、できるだけ多くの方にわかりやすく、質の高い情報が提供できるよう紙面を制作すること。

- ・ 語句等については、最新版の「記者ハンドブック（新聞用字用語集）」により、校正チェックを行うこと。
- ・ 印刷請負業者と面付け等の打ち合わせを行い、最終色校正校了紙と次のデータ形式で保存したデータを、当院が指定する場所へ納品すること。（データ形式：アウトラインPDF）
- ⑥ 広報紙面の各種電子データの作成
 - ・ 全頁及び1頁ごとに、当院ホームページ掲載用のPDFファイルを作成すること。
- ⑦ 掲載した画像・イラストのデータ提供
 - ・ 必要に応じ、随時依頼する画像・イラストのデータを提供すること。
 - ※提供形式は、都度指定する。
- ⑧ 取材等のデータ
 - ・ 納品するデータについては、編集等の作業は行わず、素材データとして提出すること。
- ⑨ 広報誌の印刷
 - ・ 3（2）で指定する規格・体裁・部数で印刷、製本を行い、当院が指定する場所へ納品すること。
- ⑩ その他、企画提案コンペで提案を行った取組にかかる業務
 - ・ 企画提案コンペで提案を行った取組について、当院と協議を行ったうえで実施し、実施にかかる経費は契約金額内で行うこと。

4 成果品の納入

3（3）の④の編集した画像データ、⑥～⑧のデータ等、⑨の印刷物については、当院の指定する方法により、指定する期限までに、指定する場所へ納入すること。

5 その他

- （1）本委託で生じる版下データの所有権及び著作権については、三重県立総合医療センターに帰属する。
- （2）版下データを地域住民等に対する広報目的のために、他の媒体で使用する可能性がある。
- （3）本委託を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事記」を遵守しなければならない。
- （4）受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- （5）受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定するに暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。

エ業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

- (6) 受託者が(5)のイ又はウの義務を怠ったときは、本院の締結する契約についての落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 契約は、年間契約とし、1号発行ごとに正当な請求書を当院が受領してから1カ月以内に支払うこととする。1回の支払い額は契約金額の四分の一とし、端数は最終支払い時に調整するものとする。